平成３０年　第３回　高鍋町農業委員会　総会　議事録

１．開催日時　　平成３０年　３月２８日（水）午後２時から

２．開催場所　　高鍋町役場　第３会議室

３．出席委員　　農業委員６名

　　　　　　　　農地利用最適化推進委員６名

農業委員

　　　１番　大福　裕子　　　２番　幸妻　正治　　　３番　森　淸一

　５番　宇治橋　俊美　　６番　二宮　國光

　　　会長　坂本　弘志

農地利用最適化推進委員

　　　１番　松井　正一郎　　２番　永友　祥一　 ５番　永友　定己

　　　６番　木浦　由子　　　７番　宮越　美秋　 ８番　橋口　卓史

４．欠席委員　　農業委員１名

７番　永友　清太

農地利用最適化推進委員１名

３番　山口　裕三

５．議事日程

　第１　　議事録署名委員及び会議書記の指名

　第２　　会期の決定（別記のとおり）

　第３　　諸報告

　第４　　議案第１４号　農地移動適正化あっせん事業について

　第５　　議案第１５号　農地法第３条の規定による許可申請について

第６　　議案第１６号　農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認

　　　　　　　　　　　について

第７　　議案第１７号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認

　　　　　　　　　　　について

第８　　議案第１８号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

第９　　議案第１９号　平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び、平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

６．事務局職員　　事務局長　鳥井和昭　　局長補佐　三笠浩三

主　　査　佐野由美

（開会14時00分）

[事務局]

　皆様、お疲れ様です。ただ今から平成30年第３回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いいたします。

[議長]

皆さん、こんにちは。本日は農業委員、７名中６名が出席です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項（過半数の出席）により、総会は成立しております。

なお、欠席の永友清太委員からは、欠席届が提出されております。

農地利用最適化推進委員、７名中６名が出席です。欠席は、山口裕三推進委員です。

なお、山口裕三推進委員からは欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第１０条第１項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、１番　大福裕子委員・２番　幸妻正浩委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第２の会期の決定については別記のとおり、本日３月２８日の１日間とします。

日程第３の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

２ページをお開きください。業務報告をさせて頂きます。

業務報告【３月】

　２日（金）・平成２９年度第２回宮崎県女性農業委員連絡協議会研修会及び臨時総会が行われております。大福委員・木浦推進委員が出席しております。同じく２日（金）・農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局職員研修会が行われています。会長・大福委員・木浦推進委員・事務局からは鳥井が出席しております。

続きまして５日（月）・７日（水）・１５日（木）・１９日（月）・２０日（火）に平成３０年第１回高鍋町議会定例会が開催されております。会長・事務局からは鳥井が出席しております。

６日（火）・平成２９年度宮崎県農業者年金受給者協議会会長・局長合同研修会が行われました。会長・事務局から鳥井が出席しております。

９日（金）・平成２９年度第１１回高鍋町特別融資制度推進会議が開催されています。会長・事務局からは三笠補佐が出席しております。

１３日（火）・第２４回常設審議委員会が開催され、会長が出席しております。

１６日（金）・あっせん委員会が行われており、大福委員・幸妻委員・事務局からは鳥井・三笠補佐が出席しております。

２０日（木）・現地調査です。会長・大福委員・森委員・宇治橋委員・二宮委員・松井推進委員・永友（祥）推進委員・永友（定）推進委員・事務局から鳥井・佐野主査が出席しております。

２３日（金）・宮崎県農業会議第７回理事会に会長が出席しております。

２４日（土）・農業後継者結婚相談連絡協議会イベントが開催されました。会長と書いてありますが、会長は欠席しております。大福委員・幸妻委員・木浦推進委員の３名が出席しております。訂正をお願いします。事務局から三笠補佐・佐野主査が出席しております。

２６日（月）・管内農業委員会会長・農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同会議が行われました。会長・事務局から鳥井が出席しました。

２７日（火）・高鍋町農業再生協議会総会が開催されました。会長・事務局から鳥井が出席しております。同じく、２７日（火）・平成２９年度人・農地プラン検討会が開催されました。会長・事務局から三笠補佐が出席しております。

２８日（水）・平成３０年第３回高鍋町農業委員会総会を開催しました。全委

員参加となっていますが、１２名と訂正をお願いします。事務局からは、全職員出席です。

つづきまして、業務計画についてです。

業務計画【４月】

２日（月）・辞令交付式です。会長・事務局からは全員出席予定です。

　１６日（月）・第２５回常設審議委員会が開催されます。会長が出席予定です。

次ページを開いて下さい。

　２０日（金）・現地調査を予定しています。会長が出席するかはまだ未定で、委員、推進委員についても、未定です。事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。

２７日（金）・児湯農業協同組合総会の予定です。会長が出席の予定です。

同じく、２７日（金）・平成３０年第４回高鍋町農業委員会総会の予定です。

全委員出席予定です。事務局も全職員出席予定です。

業務計画・業務報告は以上です。

[事務局]

４ページを、お開き下さい。「県進達経過報告」を申し上げます。

　農地法４条申請。平成３０年２月２１日、現地調査を行っております。

　申請人・○○○○。転用目的は貸家で問題ありません。

　農地法５条申請。平成３０年２月２１日、現地調査を行っております。

譲受人・○○○○。譲渡人・○○○○。転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

譲受人・○○○○。譲渡人・○○○○。転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

なお、３月１３日付で許可となっておりますが、○○さんと○○さんの件に関しましては、まだ、受理の報告がおりていませんので、私のほうで保管させて頂いて、受理報告が発令されてから、許可の報告をさせて頂きます。

[議長]

ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。

はい、事務局。

[事務局]

はい、事務局。２４日（土）の農業後継者結婚相談連絡協議会イベントについて、簡単にご報告申し上げます。場所はですね、○○地区の○○の○○○○から西に入った所にあります、○○さんという農業をされている方が開設されました、○○○というところで、○○○○をする所なんですが、そこで男女交流の場を設けました。会につきましては、男性が６名のうち新規加入の○○の○○さんと○○○○○○の従業員の○○さんが新規で参加頂いて、合計６名が参加しております。女性につきましては農業委員さん推進委員さんが声掛けをして頂いたので、４名が参加して約２時間ちょっと交流の場を設けさせて頂きました。簡単ですが報告させて頂きます。

[議長]

　はい、その他に無いでしょうか。それでは、以上で諸報告を終わります

続きまして、日程第４・議案第１４号「　農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　はい、事務局。５ページをお開き下さい。

議案第１４号　「農地移動適正化あっせん事業について」

１番。平成３０年３月８日、売渡の申出です。申出者・○○○○○。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。田。６２８㎡。

２番。平成３０年３月１２日、売渡の申出です。申出者・○○○○。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○。田。８８６㎡。

３番。平成３０年３月１６日、売渡の申出です。申出者・○○○○。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番。畑。３,７３１㎡他１筆。

この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願い致します。

[議長]

　ただ今、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】

それでは、あっせん委員の指名を致します。

１番　　売渡申出：　担当委員　８番　坂本弘志会長

順番委員　５番　宇治橋俊美委員

２番　　売渡申出：　担当委員　２番　幸妻正治委員

順番委員　６番　二宮國光委員

３番　　売渡申出：　担当委員　７番　永友清太委員

順番委員　８番　坂本弘志会長

宜しくお願いいたします。

　日程第５・議案第１５号　「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

１番。

[事務局]

　１２ページをお開き下さい。議案第１５号　「農地法第３条の規定による許可申請について」です。

１番。無償移転。農地の所在　大字○○字○○　○○○○番○○。地目・田。　面積・１，３８２㎡他８筆。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。

この件につきまして、担当委員の森委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、３番。

[３番]

　はい、３番。説明いたします。この申請はですね、○○○○さん・○○さん親子によります、３条無償移転の申請でございます。現地調査を２２日に実施いたしました。事務局から鳥井局長・佐野主査。農業委員が坂本会長・二宮委員・宇治橋委員・大福委員・それに私。推進委員から永友定己推進委員・永友祥一推進委員・松井推進委員の計１０名で現地調査をしております。

まず、申請のあった田んぼはですね、○○○○○の西側５００ｍぐらいの所にあります。一部にキャベツが作付けされており、収穫の真っ最中でした。水稲の田んぼにつきましては、ロータリーがかかっていて、いつ水が入っても良い状態であります。

また、畑の方に上がりましたら、イタリアンが耕作されており充分な管理がなされていたと思います。最初に申し上げておくべきでしたが、今、耕作されている田畑は小作にされています。譲受人の○○○○さんは近い将来、自分の手でこれらの農地を小作していきたいと考えておられます。以上です。

[議長]

　はい、永友推進委員から補足する事があれば、お願いします。

[推進委員５番]

　別にありません。

[議長]

　それでは事務局お願いします。

[事務局]

　１４ページをお開き下さい。

農地法第３条調査書を付けております。農地法第３条第２項各号に該当していない為、許可要件を満たしていると考えられます。今回の申請は、譲渡人の

高齢による経営廃止に伴う息子さんへの贈与であり、譲受人は申請地において水稲・甘藷を栽培する予定になっております。本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

２番。

[事務局]

　１３ページをお開き下さい。

　２番。解除条件付３条賃貸借です。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○○番○。地目・田。面積・５４５㎡他１筆。貸付人・○○○○。借受人・○○○○○○○○○○○○。

この件につきまして、担当の宇治橋委員ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、５番。

[５番]

　はい、５番。説明いたします。これは申請場所が○○○沿いあります○○○○というお店があります。その向かい側、東側になりますが○○○○さんの田んぼにハウスが３棟たっています。それを○○○○さんが借りられるという事です。

○○○○さんは○○町で○○○の○○○○をされています。この度、農業新規参入されるという事で、ここでメロンを栽培されるそうです。周辺地は農地で別に問題は無いと思います。一応、借地料として○○万円となっております。以上で説明を終わります。

[議長]

　松井推進委員から何かありましたら、お願いします。

[推進委員１番]

　特に付け加える事はございません。

[議長]

　それでは、事務局の方から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　１５ページをお開き下さい。

農地法第３条調査書を付けております。農地法第３条第２項第５号につきまして、借受人が耕作の事業に供すべき農地は高鍋町の下限面積を越えておりませんが、農地法施行令第二条第三項に基づき権利の取得後における耕作の事業が花き、野菜等の栽培であり、かつ、その経営がハウス園芸等集約的に行われるものであると認められる場合、その取得後の面積が下限面積に達しなくても認めうることとされています。

○○○○さんは○○○○の○○・○○・○○等を目的として昭和５９年７月２４日に設立された会社で平成２４年には○○○○や○○○○業に事業を拡大し、今回農業に新規参入するため農地を借り受けるものでございます。

申請地におきましては、メロンを栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

３番。

[事務局]

　１３ページをお開き下さい。

３番。有償移転。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番。地目・畑。面積・８３３㎡。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。

この件につきまして担当の二宮委員にご説明をお願いします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　はい、６番。申請地は○○から○○○○に向かって進んで、○○○○の手前の道路を左折して、○○○の○○のすぐそばです。申請の理由はレモンとゆずを作付けするという事です。地目は畑という事になっておりますが、現況は竹林です。

現在の申請人の経営についてふれますと、経営面積の所を見て頂きたいと思います。（自）とかいてある所は申請人自身が耕作している土地で面積５３,８ａ。それから（貸）と書いてある所は申請人が所有している土地を貸しているという事で、２９０,５ａ貸している。この２つの合計した面積は書いてありませんけれども合計しますと、３４４,３ａという事になっております。申請人の所有地の８４パーセントを現在貸しているという実態になっています。

この番号３の下に４という別の議案がありますが、この議案をこの人が買う事になっておりまして、合わせて１０,３ａを買った後は現在貸している土地の契約を解約して、所有する全ての土地を申請人等が耕作するという事になっております。

貸借の契約期間等は分かりませんけれども、全ての所有地を譲受人が耕作するかどうかは審議の程は分かりません。書面上だけの事ですから。この資料では４人が耕作している事になっていますが、申請書には２人と書いてあった気がします。売買価格は１０ａ当たり○○万円という事で、計算すると○○○円程度になるというふうに思われます。以上です。

[議長]

　はい、永友推進委員、他に補足する事がありましたら、お願いします。

[推進委員２番]

　ありません。

[議長]

それでは、事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　１６ページをお開き下さい。

農地法第３条調査書を付けております。農地法第３条第２項各号に該当していない為許可要件を満たしているものと考えます。譲受人は○○地区において水稲栽培をしており、今回の申請は山林化した申請地の有効利用であり、申請地においてレモン・ゆずを栽培する予定になっており、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　はい、６番。

[６番]

　６番。私が説明して質問するのもおかしいのですが、８４パーセントも土地を貸しているという事は、特に問題は無いのでしょうか。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　なぜ質問したのかと申しますと、高鍋町の農業委員会は所有地を他人に貸していると許可してくれないという話を聞いていまして、それが許可出来ないのであれば、これだって許可出来ないなと思います。

[議長]

　はい、事務局。

[事務局]

農地につきまして○○さんが貸し付ける２９０.５ａが８月の総会だったと思うのですが、８月の総会で○○○○さんから○○○○の方に貸し付けるという事で、農業委員会の本会議では一旦保留になりまして、書類がそろっていないという事でしたので、書類が揃った段階で、会長・副会長・担当の農業委員・推進委員・事務局が協議をして貸し付けの可否を判断するという事で許可になった案件でございます。

自分の農地を人に貸付けるという事に関しましては、人に貸し付けているからといって、農地を買えないという事は今までに無かったと思います。自分が耕作している農地で、管理していない荒廃している農地がある場合は要検討という場合はございます。

[議長]

　よろしいでしょうか。今の回答で。

[６番]

　いや、私は調べて分かっているのですよ。分かっていて聞いているのですよね。あの法律では、全部耕さないと認めないという趣旨の事が書いてあります。３条の２項の第１号に。ところがそれに対する通達がでておりまして、貸した農地が適正に耕作されていればそれはいいよと、書いてあるのですよ確かに。

ただ、噂として聞いている話では、所有地を貸していると新たな農地を許可してくれないという話を過去に聞いた事もあって、それならこれも出来ないなと

前例に見習えばですね。そういう事はないのですか。

[議長]

　はい、事務局。

[事務局]

　過去にはですね、そういう解釈でそのような事もありました。その通達がきているのは、８月の３条申請を認める形のものです。

[６番]

　いいですか。

[議長]

　はい、どうぞ。

[６番]

　仮にこれを認めないという事になれば、推進委員さんの仕事の真逆をいくような話になりますよね。集積しようと思っても集積が出来ないという事になりますよね。

[事務局]

　そうですね、２筆を買われて１筆の所有者になる訳ですから、集積といえば、集積という事になりますよね。

[６番]

　前年からいっても問題無いんですね。これを許可する事に。

[事務局]

　問題無いと判断しました。数合う方が申し上げたように、二宮委員がおっしゃたように、昔、作っていない農地・貸し付けている農地があると農地所得ができないということがあったのですが。

[６番]

　それはね、通達に反してそういう事をやってきた訳でしょ。

[事務局]

　その時点では、許可は下りていなかったという事であります。その後ですね

封書が参りまして、人に貸し付けている農地でも、耕作なり管理が行き届いている【ここで二宮委員の声が入る】

[６番]

　それは、随分前に出ている通達ではないですか。相当、前に出ている話ではないのかな。まあ、あれですね、１２年ですね。１８年前ですね。分かりました。

[議長]

　はい、それでは質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

４番。

[事務局]

　１３ページをお開き下さい。

　４番。有償移転。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番。地目・畑。面積・４６９㎡。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。

この件につきまして、担当の二宮委員にご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　はい、６番。今、ご説明した議案の地続きの畑でして、現況も畑になっておりまして、譲受人も同一人です。ここにもレモン・ゆずを栽培する予定になっています。先程、経営状況は話しましたので省略させて頂きます。価格は１０ａ当たり○○万円と書いてありますが、計算する○○と○○○○円程度だろうと考えます。以上です。

[議長]

　永友祥一推進委員から、補足する事がありましたら、お願いします。

[２番]

　特にありません。

[議長]

　それでは、事務局からお願いします。

[事務局]

　はい、１７ページをお開き下さい。

農地法第３条調査表を付けております。農地法第３条第２項各号に該当していない為、許可の要件を満たしていると考えられます。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

　次に、日程第６・　議案第１６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　はい、事務局。２６ページをお開き下さい。

議案第１６号・「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」でございます。

１番。農地の所在・大字○○○字○○　○○○番○。田。面積・３４０㎡外１筆。申請人・○○○。転用目的は太陽光発電施設となっております。

　担当委員の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　はい、１番。大福です。お手許の２８ページをお願いします。○○通りの突き当たり○○○○○をですね、これを○○線に向かって３０ｍ位進んだ所にあります田んぼでありますが、ここに太陽光を付けたいという事であります。田んぼとして申請してありますが休耕地でありまして、この申請は太陽光を設置するという事であります。排水・雨水等については問題無いと思います。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ありません。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案とおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第７・議案第１７号　「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　はい、２番。３１ページをお開き下さい。議案第１７号　「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」でございます。

　１番。農地の所在・大字○○字○○○　○○番○。田。２，４０３㎡。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○○○。転用目的は宅地分譲でございます。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。３５ページを見て頂きたいと思います。申請地は○○から○○○○に向かって進んで、○○の手前の道路を右折して、“○○○○○”に向かって進んだその道路の先にあります。８区画の宅地分譲を目的とする転用です。この土地に接して比較的大きい下水路がありますので、排水はこの下水路に流す予定になっております。合併浄化槽も設置するという事になっておりますし、又、境界線にブロック塀を作るという事にもなっております。

事業費は土地代が○○○万円、造成費が○○○万円の合計○○○万円。全て自己資金という事になっておりまして、金融機関の残高証明書が添付されております。水利組合につきましては、上江水利組合長に内容を説明して、問題は無いと口頭で確認したとする代理人の証明書が提出されております。以上です。

[議長]

　事務局より補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ありません。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

２番。

[事務局]

　はい、２番です。２番につきましては、棄権者が多数いらっしゃいますが、

１件の申請となっておりますので、２―１・２―２・２―３・２―４までを説明させて頂きたいと思います。この４つで１件の申請ということです。

　２―１。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○。田。１，３００㎡。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○○。転用目的・宅地分譲。

　２－２。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○。田。１，３００㎡。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○○。転用目的・宅地分譲。

　２－３。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○。田。１，３００㎡。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○○。転用目的・宅地分譲。

　２－４。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○。田。１，３００㎡。譲渡人・○○○○他１名。譲受人・○○○○○。転用目的・宅地分譲となっております。

　担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[６番]

　はい、６番。

[６番]

　４０ページをご覧頂きたいと思います。申請地は○○○○のグラウンドのすぐ西側です。元に戻って頂きまして転用の理由は、今、お話がありましたように宅地分譲で、全体で２２区画。２，３，４この４つで２２区画という事になっています。汚水については公共下水道に流す事になっておりますし、それについては西側の下水道に流す事になっております。

事業費は以下の３つの議案の合計額しか分かりません。土地代が○○○万円で造成費が○○○万円で合計の○○○万円です。事業費の拠出については、金融機関の残高証明書が添付されております。水利組合につきましては、中嶋水利組合長に申請の内容を説明して、問題無いという事を確認したとする内容の文書が添付されています。

以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ございません。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

３番。

[事務局]

　続きまして３番です。

　農地の所在・大字○○字○○○○　○○○○番○。畑。５０８㎡。所有権移転でございます。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○○。転用目的は宅地分譲となっています。

担当の二宮委員にご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　前の議案の隣接地ですので、譲渡人が異なるだけのことですから説明は省略致します。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ありません。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。　【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

４番。

[事務局]

　続きまして４番です。

農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○。田。７９２㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○。譲受人・○○○○。転用目的は太陽光発電施設となっております。

担当の大福委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　はい、１番。説明いたします。お手元の５０ページをお開け下さい。先程と同じく○○○○○を○○○に向かって、３０ｍ位行った所の申請地であります。現在は休田となっております。ここに太陽光を設置するという事です。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、事務局。本件転用は太陽光発電施設であり、新たな汚水や排水の発生は無く、また、土地造成は整地、転圧のみである為、雨水等排水は自然浸透による現状と変更なく、現状の畝状の土地境界を残し、申請外への流出を防止することとなっております。盛土等による造成がないため、隣接土地への新たな土砂等の流出の発生も無いとの事です。隣接する土地の所有者へは事業内容を説明の上、同意を得ているとの事です。尚、被害防止には十分対処するが万一被害が発生した場合には、申請者が責任を持って対処することとなっております。

事業費は、土地所得費○○万円、土地造成費○○万円、機材工事費用は○○万円。合計○○○万円となっております。事業費につきましては、金融機関の残高証明書が添付されており、事業的には問題無いと判断されます。

　確約書が添付されており、工事計画通り履行し違反した場合は許可を取り消されても異議なし。また、汚水については太陽光発電施設のため発生せず、雨水については、自然浸透による排水である現状と変更がない為、隣接する周辺土地への土砂、雨水等の流出が無いように充分留意することとなっております。

先にも述べましたが、万一問題が生じた際は、申請者にて責任を持って対処するとの記載がございます。

　尚、土地改良区の意見書が添付されており、農地転用に伴う措置等については、差し支えないとの文書が添付されております。○○○○○○　○○○○○○○の認定、○○○○の系統系列に係る契約書が添付されております。以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[６番]

すみません。

[議長]

　はい、どうぞ。

[６番]

　先程のですね、１７の３号ですね。これ私が勘違いをして説明を省略してしまいました。４６ページを見て頂きたいと思います。申請地は○○から○○○に向かって行くと左手に○○○○○がありますが、その手前の道路を左折した先です。宅地化した中にある畑です。転用理由は分譲宅地を３区画造成する予定になっております。用水は別に井戸に流して汚水は側溝に流すという計画になっております。

事業費については、３区画でいくらかというのは明確には出ておりません。別途２区画、隣の土地に２区画分譲宅地を造成するという事で、その合算額で金額が用意されております。土地代が○○○万円、造成工事等・雑費が○○万円という事になっていまして合計の○○○万円です。事業費は預金から充当するという事で、証明書が添付されております。以上です。

[議長]

　先程、決をとっておりますけれども、今、６番が言われた通りです。了承でよろしいでしょうか。

[全委員]

　はい。

[議長]

　それでは、次に日程第８・議案第１８号　「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

　はい、事務局。すみません、１件議案の追加をお願いします。お手元にお配りした書類の中にですね、４番が含まれております。案件の担当委員の大福委員よりご了承を得ていますので、追加を認めて下さるよう宜しくお願いいたします。

それでは、５３ページをお開き下さい。

議案第１８号　「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」です。所有権移転です。

１番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○番○。畑。４６３㎡他２筆。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○○。

担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　はい、１番。説明いたします。○○○に向かって上がって行きますと、畑がありますけれども、右手の方に茶園が出てきます。このお茶畑を○○○○さんが手入れをされておりまして、この中に○○さんの畑があります。そこにすでにお茶が植栽されております。

このお茶畑を○○さんから○○○○さんにという事で、１０ａ当たり○万円という事でお話がついております。また、土地もその周辺等も綺麗に管理されておりました。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番。畑。１，１８７㎡。所有権を移転する者・○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[８番]

　はい、８番。説明いたします。これは３月２２日に「あっせん委員会」をした案件でございます。○○さんが農地を処分したいとの事で、○○さんへの所有権移転です。

この農地は○○○○○の中の一画で、○○さんの所有する○○○○○の○○に隣接した畑で１,１８７㎡あります。協議がまとまり総額で○万円ということです。○○さんは認定農家で経営はブロイラーと畑にはブロッコリーを栽培されています。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

３番。

[事務局]

　はい、３番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。畑。４８９㎡。所有権を移転する者・○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[８番]

　はい、８番。説明いたします。これも３月２２日に「あっせん委員会」をした案件でございます。○○さんが自分の持っている農地全ての土地を処分したいという事で、○○さんへの所有権移転です。

この農地は○○○○○の一画の東側にあり、○○さんの農地に隣接しております。○○さんの畑は４８９㎡ですけれども、○○さんの農地を含めると約５

反程になり農地の集約になります。

土地代は総額で○○万円です。大脇さんは認定農家で、主にキャベツ・白菜を栽培されています。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

４番。

[事務局]

　お手元にプリントをお配りしました、議案をご覧下さい。

　４番。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○。畑。５６６㎡他２筆。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○○○。

　担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　はい、１番。説明いたします。○○○○○を○○○の方に向かって行きます所に○○があります。○○○○○から西の方に向かって１００ｍ位行った所にあります畑です。○○さんから○○さんへの移転になりますけれども、現在、芝が植えてあります。反当○○万円という事でお話がついております。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に利用権設定です。

[事務局]

　５４ページをお開き下さい。利用権設定です。

１番。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番。田。６９４㎡他２筆。利用権を設定する者・○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○。

担当委員の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。場所は○○○○○○、○○○に比較的近いところです。１０年間の賃貸借という事になっておりまして、料金は全面積分としまして年間、籾１２０キロという事になっております。１反当たりにすると５０、数キロだと思います。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第９・議案第１９号　「平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び、平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を、議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　はい、事務局。５５ページをお開き下さい。

議案第１９号　「平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び、平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を説明致します。この案件につきましては平成２１年度より農業委員会の活動の透明化を図る趣旨で、地域住民への情報提供、地域住民からの情報収集という事で初められたものです。

その案件につきましては承認を頂いた後、高鍋町のホームページに公表あるいは農業委員会窓口に備え付け、広く住民の意見を頂く事となっております。　　承認後は意見集約の予定期間を４月１日から４月３０日の間とし、住民の方の意見等をまとめた上で再度５月の総会に議案として提起し、ご協議いただいた上で達成する事となっております。達成後は国、県へ報告する事となっております。それでは、総会につきまして説明をさせて頂きます。すみませんが、座って説明をさせて頂きます。

５６ページをお開き下さい。

　平成２９年度の目標及びその達成に向け活動の点検・評価です。

　**Ⅰ**　**農業委員会の状況**という事です。これは平成３０年３月１５日現在になります。農業の概要です。耕地面積・計１，４７０ｈａ。経営耕地面積・１，００８ｈａ。遊休農地面積・６３ｈａ。農地台帳面積・１，６２１ｈａ。総農家数・４６２戸。自給的農家数・１３４戸。販売農家数・３２８戸うち主業農家数・１５７戸。販売農家数うち準主業農家数・３３戸。販売農家数うち副業的農家数・１３８戸。農業就業者数・６５２名うち女性が２９４名。農業就業者女性うち４０代以下５３名です。認定農業者については１３６名です。ずっと下がりまして、農業参入法人が２６法人となっております。

２番。農業委員会の現在の体制につきまして、旧制度に基づく農業委員会については、説明を省かせて頂きます。新制度に基づく農業委員会。任期満了日につきましては平成３２年７月１９日となります。農業委員数が７名です。認定農業者が４名、認定農業者に準ずる者が１名、女性が１名、中立委員が１名となっております。

　農地利用最適化推進委員は定数７名、実数７名、地区数３となっております。今の所、区域的には７区域に分けてありますが、募集をかける時には３区域にかけたところです。１つの区域が田口村・高鍋町・北高鍋・南高鍋が１区域で３名、２区域めが上江で２名、３区域めが持田で２名募集をかけたところです。

　次のページです。

　**Ⅱ**　**担い手への農地の利用集積・集約化**という事で、１番。現状及び課題です。現状・平成２９年４月現在になります。管内の農地面積・１，４８０ｈａ。これまでの集積面積・６３８ｈａ。集積率・４３，１１％。課題・担い手の高齢化等により経営に限界があることや、農地が分散している経営体も見受けられるため、経営農地周辺に集積することが課題となっている。

２番目の平成２９年度の目標及び実績です。集積目標が６５８ｈａです。集積実績が６５１ｈａうち新規実績１３ｈａ。達成状況９８，９３％となっております。

３番。目標の達成に向けた活動。活動計画としまして、年間を通じて、担い手への農地の集積に向けたあっせん事業や特例事業を実施する。活動実績といたしまして農業委員、農地利用最適化推進委員や事務局職員、農地相談員による、あっせん事業や特例事業を推進した。９月１５日、１０月１９日、１２月１９日あっせん委員会の開催により担い手への農地の集積が実施できた。また、原則毎月２８日に行われる農業委員会総会において、農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動を承認してきた。

４番。目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価が米の出荷価格の低迷、農業機器の大型化により耕作面積の狭い農地等の水田の利用集積が困難であった。活動に対する評価といたしまして、あっせん事業や特例事業を推進したが、目標未達成に終わったという事でございます。

　次のページをお願いいたします。

　**Ⅲ**　**新たに農業経営を営もうとする者の参入促進**です。１番の現状及び課題です。平成２６年度新規参入者数が２経営体。取得した農地面積が０，３ｈａ。平成２７年度新規参入者数が７経営体。取得した農地面積が２１，２ｈａ。平成２８年度新規参入者数が４経営体。取得した農地面積が１６，３５ｈａ。課題といたしまして、新規参入者は農家の高齢化に伴い減少傾向である。そのため農地の遊休農地化が大きな課題となっている。

２番の平成２９年度の目標及び実績です。参入目標・３経営体。参入目標面積が１，５ｈａ。参入実績・０経営体。参入実績面積・０ｈａ。達成状況・０，００％。参入面積の達成状況につきましても、０，００％となっております。こちらの新規参入者につきましては、認定新規就農者の数を上げている所でございます。

３番の目標の達成に向けた活動です。活動計画として年間を通じて新規参入者への農地あっせん事業等を実施していく。活動実績といたしましては、農業委員、農地利用最適化推進委員や事務局職員、農地相談員による、あっせん事業や特例事業を推進する予定であったが、新規就農者の参入には至らなかった。

４番の目標及び活動に対する評価です。目標に対する評価・年間を通じて新規参入者への農地あっせん事業が実施できず、年間の目標を達成出来なかった。活動に対する評価に対しまして、農業委員、農地利用最適化推進委員や事務局職員、農地相談員による、あっせん事業や特例事業を推進したが、年間目標を達成する事が出来なかった。

**Ⅳ　次に遊休農地に関する措置に関する評価**です。１番。現状及び課題です。現状は平成２９年４月現在でございます。管内の農地面積・１，４８０ｈａ。遊休農地面積・５３，７ｈａ。割合として３，６３％です。

２番。平成２９年度の目標及び実績。解消目標が１５ｈａ。解消実績・９，８ｈａ。達成状況・６５，３３％でございます。

３番。２番の目標の達成に向けた活動でございます。活動計画として農地の利用状況調査で調査員数は１４名で、実施時期が５月～８月、調査結果取りまとめ時期が８月～１１月です。調査方法としましては調査区域を管内全域の農業委員・農地利用最適化推進委員担当区域に区切り、道路等からの目視による巡回を行い、遊休農地化している箇所について地図上に記録するという事ですが、調査実施期間は９月～１１月と計画致しました。活動実績といたしましては、農地の利用状況調査につきましては、調査委員が１５名、調査実施時期が５月～９月、調査結果取りまとめ時期が９月～１０月。農地の利用意向調査につきましては、調査実施時期が１１月～１月。調査結果取りまとめ時期が２月～３月。第３２条第１項第１号の調査数が４５筆。調査面積が１，９２ｈａ。第３２条第１項第２号はございませんでした。３３条もございませんでした。その他の活動といたしまして、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業に１事業体が取り組んだという事があげられます。

４番の目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価では利用状況調査、利用意向調査等は実施したが目標達成ができなかった。また、活動に対する評価と致しましては、利用意向調査、遊休農地所有者等への指導は行い、解消面積はある程度あったが、新規発生が多く解消は進まなかったという事でございました。

　**Ⅴ　次に違反転用への適正な対応**です。１番。現状及び課題でございます。現状は平成２９年４月１日現在です。管内の農地面積は１，４８０ｈａ。違反転用面積は０ｈａ。課題といたしまして農地パトロールの継続です。

２番。平成２９年度実績では実績といたしまして０ｈａ。増減も０ｈａです。３番。活動計画・実績及び評価についてです。活動計画といたしまして、年間を通じて、農地パトロール等による違反転用の未然防止に向けた組織を行う。活動実績といたしまして、農業委員、農地利用最適化推進委員や事務局職員、農地相談員による農地パトロールの実施を年間を通じて行った。活動に対する評価では農地パトロールの成果があり違反転用の未然防止につながった。農地パトロールについては日時を定めず年間を通じて行ったという事であります。

**Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検**という事でございます。１番。農地法第３条に基づく許可事務です。１年間の処理件数が２３件でございました。点検項目といたしまして、事実関係の確認の実施状況では、申請区域の農業委員、農地利用最適化推進委員、会長、事務局職員２名により、すべての案件の現地調査を実施致しました。是正措置としましては、農業委員新体制前は農業委員３名、事務局職員２名によりすべての案件について現地調査を実施していたが、現在は上記のように確認方法を変更致しました。

総会等の審議です。実施状況といたしましては、１件ごとに事務局が議案提案を行い、担当区域農業委員が説明を行い、補足する事項がある場合は事務局、農地利用最適化推進委員が補足し、１件ごとに質疑を受け採決を行っている。是正措置としましては、１件ごとに事務局及び担当農業委員が説明するとともに、現地調査結果の報告を農業委員が行い、１件ごとに質疑を受け採決を行っていたが、現在は上記のように総会等での審議を変更したという事でございます。申請者への審議結果の通知でございます。実施状況としましては申請者へ総会での指摘や許可条件等を説明した件数が２３件です。不許可処分の理由の詳細を説明した件数は０件でした。是正措置としましては特にございません。

審議結果等の公表につきましては実施状況では、議事録を閲覧、町のホームページに掲載する事により公表しております。是正措置につきましては特にございません。処理期間が申請書受理から２０日でございます。高鍋町農業委員会におきましては処理期間が概ね平均１０日となっております。

　２番。農地転用に関する事務でございます。４条、５条関係になります。１年間の処理件数が３４件です。点検項目の事実関係の確認では実施状況としまして、申請区域の農業委員、会長、事務局職員２名により、すべての案件の現地調査を実施した。是正措置といたしまして、農業委員新体制前は農業委員３名、事務局職員２名によりすべての案件について現地調査を実施していたが、現在は上記のように確認方法を変更いたしました。総会等での審議では実施状況といたしまして、１件ごとに事務局が議案提案を行い、担当区域農業委員が説明を行い、補足する事項がある場合は事務局が補足し、１件ごとに質疑を受け採決を行っている。是正措置としましては、１件ごとに事務局及び担当農業委員が説明するとともに、現地調査結果の報告を農業委員が行い、１件ごとに質疑を受け採決を行っていたが、現在は上記のように総会等での審議を変更したという事でございます。審議結果等の公表としまして議事録を閲覧、町のホームページに掲載することにより公表いたしております。処理期間といたしましては、申請書受理から４５日となっておりますが、高鍋町では処理期間が概ね３０日が平均という事になっております。

　次のページが３番。農地所有適格法人からの報告への対応です。農地所有適格法人からの報告につきましては、管内の農地所有適格法人数は２６法人でうち報告書提出農地所有適格法人数が２４法人、うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数が２法人で、うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人が２法人です。提出しなかった理由は法人により決算時期が異なるため、提出されていないという事でございます。対応方針としまして３月末までに提出を要請するという事でございます。

続きまして４番です。賃借料情報の調査・提供です。実施状況では調査対象賃貸借件数が１１３件です。情報の提供方法としましては町のホームページで公表しているところでございます。農地の権利移動等の状況把握では実施状況の調査対象権利移動等件数が４４４件で、取りまとめ時期が平成３０年３月です。情報の提供方法としましては特に行ってはおりませんが、権利移動等の手続き等について町のホームページにて紹介しているところでございます。農地台帳の整備についての実施状況では整備対象農地面積が１，６２１ｈａです。データ更新につきましては随時更新しているところでございます。公表につきましては農地法に定められた項目のみ閲覧可能としているところでございます。

次のページが**Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容**です。農地利用最適化等に関する事務としまして要望・意見では農地を探しているという事が多く寄せられておりました。対処内容としましては農業委員による農地の仲介・あっせんを行っております。農地法等によりその権限に属された事務につきましては、意見・要望といたしまして、転用に関する相談が主なものでした。対処内容といたしましては、転用可能かについて調査の上、依頼者へ報告をしているところでございます。

次に**Ⅷ　事務の実施状況の公表等**についてでございます。総会等の議事録の公表につきましては、ＨＰに公表しているところでございます。窓口にも閲覧できるように備え付けております。農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については０件でございました。活動計画の点検・評価の公表につきましてはＨＰに公表しております。

　続きまして６４ページ、平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。こちらの方は先程の２９年度の部分と同じ表が載っておりますので、省かせて頂きます。次のページです。

**Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化**です。現状及び課題です。現状は平成３０年３月現在です。管内の農地面積・１，４７４ｈａ。これまでの集積面積・６５１ｈａ。集積率・４４，２８％。課題といたしまして担い手の高齢化等により経営に限界があることや、農地が分散している経営体も見受けられるため、経営農地周辺に集積することが課題となっています。平成３０年度の目標及び活動計画についてです。目標としましては集積面積６７１ｈａ。うち新規集積面積２０ｈａとしております。目標設定の考え方と致しましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針より年間集積面積を算出。３年間で６０ｈａのため１年間で２０ｈａと設定してあります。活動計画です。人・農地プランの作成・見直しに主体的に取り組み、農地中間管理機構との連携、利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。農地の所有者等を確知することが出来ない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権が設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。８月に農地利用状況調査を行い、集積可能な農地の発見に努める。

次に**Ⅲ　新たな農業経営を営もうとする者の参入促進**でございます。２７年度が７経営体。取得した農地面積が２１，２ｈａ。２８年度は４経営体。取得した農地面積が１６，３ｈａ。２９年度は０経営体。取得した農地面積が０でした。課題としまして、新規参入者は、農家の高齢化とともに減少傾向である。そのため農地の遊休農地化が大きな課題となっているという事でございます。平成３０年度の目標及び活動計画です。参入目標数といたしまして、２経営体。参入目標面積が１，０ｈａ。活動計画としまして、関連機関との連携に努め、新規就農の受入とフォローアップ体制を整備し、企業の参入の推進を図り、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。活動は年間を通じて行うという事にしております。

**Ⅳ　遊休農地に関する措置**に関してでございます。現状は平成３０年３月現在です。管内の農地面積は１，４７０ｈａ。遊休農地面積は６４，０ｈａ。割合としまして４、３５％です。課題といたしまして、農地所有者への指導の徹底と、再生後の利用者の確保が大きな課題となります。

平成３０年度の目標及び活動計画です。目標としまして遊休農地の解消面積が８ｈａ。目標設定の考え方：農地等の利用の最適化の推進に関する指針より年間集積面積を算出。３年間で２４ｈａのため１年間で８ｈａと設定いたしました。

農地利用状況調査につきましては、調査員数１５人で調査実施時期５月～８月。調査結果取りまとめ時期は８月～１０月で、調査方法は調査区域を管内全域の農業業委員、農地利用最適化推進委員担当区域毎に区切り、道路等から目視による巡回を行い、遊休農地化している箇所について地図上に記録する。

農地の利用意向調査については実施時期が９月～１１月。調査結果取りまとめ時期は１月～３月。その他といたしまして、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業を活用し耕作放棄地の再生に努める。

**Ⅴ**　**違反転用への適正な対応**では、現状及び課題としましては平成３０年３月現在で、管内の農地面積が１，４７０ｈａ。違反転用面積は０ｈａ。課題としまして農地のパトロールの継続という事です。平成３０年度の活動計画としまして年間を通じて、農地のパトロール等による違反転用の未然防止に向けた取り組みを行う。次のページにつきましては、前に書いた部分を一覧表にまとめたものですので、省かせて頂きます。

　以上でございます。

[議長]

　ただ今、事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　まず、５６ページから。農業の概要の一番上の耕地面積というのがありますけれども、これ算数が出来ていないんですね。１，４７４ですよね。左ふたつを足すと。９と５だから下一桁が４にならないといけないですよね。これは、右が間違っているんですか、左が間違っているんですか。

[事務局]

　農水省のホームページに出していただく時がこの数字で、市町村の数値は下一桁については四捨五入してあると書いてあったものですから。

[６番]

　それはおかしいでしょう。４ｈａ足して合わないなんて。

[事務局]

それにつきましては、県の方にも確認したのですが。

[６番]

　そうしたら注釈をつけないといけないじゃないですか。これは５５９と９１５を足して１，４７０になっているので、４ｈａ合わない訳ですよね。

[事務局]

　はい、合わないですよね。

[６番]

　これが全部後ろまで使われているんですよ。注釈か何か付けないと分からないですよ。単にまちがいだと思いますよ、これを見た人が。それが一点ですね５６ページは。

それから５８ページの現状と課題の課題。“新規参入者は、農家の高齢化に伴い減少傾向である”と書いてあるのですが、これは、老人に無理があるのじゃないですかね。ちょっとメモして貰えます。例えばこいう事を書いたらいいのではないかなと思うのですが、“新規就農者への支援策が、必ずしも十分ではないこと等もあり云々”という事を聞かせたら、新規就農者が減るという事はならないと思うのですが。これは一例なので。“こと等もあり”というと他の余裕もあるのかと思うので、そういうのがいいのかなと思います。そのページはそこだけですね。

ずっと進んで６４ページも先程と同じですね。１の下の表。これも１，４７０。それから６５ページ。これも一番上の１，４７０。それと率ですね。この２つ。このページの大きい３番。この課題というところも同じような事ですね。多少はこれでいいのかなという気もしますが、ここも少し表現を変えたらいいのかなと思いますね。それから６６ページも同じ数字の問題ですね。一番上の表。１，４７０の所ですね。それから、下の方の１，４７０ですね。そこまでです。

[事務局]

　１，４７０につきましては、県に確認致しました。先程申し上げましたように、国の規格によると四捨五入するというふうに書いてあったのですが、二宮委員がおっしゃったように、１，４７４でやりなさいと言われたのですが、いつの調査ものや集積率とかでくるときに、出どころが失点が同じという事もあり、今までは１，４８０だったんですよ。

[６番]

　注釈を付ければいいじゃないですか。四捨五入というけれど畑は２つしかないのに、４ｈａ違うというのは明らかに間違いじゃないですか。

[事務局]

　いろいろと、聴いては回ったのですが。

[６番]

　この数字を使うのであれば、注釈を付ければいいのではないですか。

[事務局]

　この計画につきましては、県がいうように１，４７０なんですが、これからは足しておかしくない数字を使おうと思います。１，４７４に訂正いたします。

[６番]

　分かりました。

[事務局]

　文章につきましては、考えさせて頂きます。保留という事で４月の総会にかけた方がいいでしょうか。

[６番]

　これは、今日決めたいんでしょ。

[事務局]

　できたら、今日決めたいです。言われた文章を投入した方がいいのでしょうか。

[６番]

それは２箇所でしょ。総会が終わった後でもいいではないですか。

[事務局]

　ご指摘のあった文章に付きましては、二宮委員と相談しながら決定していくという事で、よろしいでしょうか。

[議長]

　今、事務局の方から説明があった通りで進めたいと思います。

その他に質問はないでしょうか。【質疑なし】

それでは、ないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　以上で、本日の議案の全てを終わりましたが、事務局より連絡する事がありましたら、お願いします。

　それでは、私の方からひとつ。今回異動がありまして、４月１日付で鳥井局長が、会計管理課の課長として異動となりました。三笠さんは農地農政の補佐兼係長でしたが、係長を解くという事で三笠局長補佐に、係長として産業振興課から兵藤さんが異動になります。その他は現状のままです。以上で報告を終わります。

　それではこれをもちまして、平成３０年第３回高鍋町農業委員会総会を閉会致します。有難うございました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　１５時２５分終了）

高鍋町農業委員会会議規則第１０条の規定により、ここに署名する。

　議　　長　　　　会　長

署名委員　　　　１　番

　　　　　　　　　署名委員　　　　２　番